

宮崎市国民保護対策本部及び宮崎市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、宮崎市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び宮崎市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 宮崎市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、別に定めるところにより、国民保護対策本部に部を置く。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 法第 28 条第 8 項の規定により設置される現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「宮崎市民保護対策本部長」とあるのは「宮崎市緊急処理事態対策本部長」と、「国民保護対策本部」とあるのは「緊急処理事態対策本部」と、同条第2項から第4項までの規定中「国民保護対策本部」とあるのは「緊急処理事態対策本部」と、第3条第1項中「国民保護対策本部」とあるのは「緊急処理事態対策本部」と、同条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、第4条第1項中「国民保護対策本部」とあるのは「緊急処理事態対策本部」と、第5条第1項中「法第28条第8項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第8項」と、第6条中「国民保護対策本部」とあるのは「緊急処理事態対策本部」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。